

- 「経営者保証に関するガイドライン」の活用により、個人保証に依存しない融資を促進し、個人保証の弊害を解消することで、創業、成長・発展、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始など、中小企業の取組意欲の増進を図る。
- 政府系金融機関における無保証融資の割合は、ガイドラインの運用開始以降、着実に増加。
  - ・平成26年2－3月（運用開始）： 件数15%、金額22%
  - ・平成28年度： 件数32%、金額50%

## 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

経営者の個人保証について、以下を規定。

1. 経営者保証に依存しない融資
 

法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
2. 事業承継時の対応
 

金融機関は、前経営者の保証債務を、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性を改めて検討。
3. 保証債務の整理
  - ① 早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来事由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美ではない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
  - ② 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

※本ガイドラインは、経済産業省及び金融庁の関与の下、日商と全銀協を共同事務局として設置された研究会において策定。

## 政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（新規保証契約時の経営者保証によらない融資）

	26年2-3月 (運用開始)	26年度	27年度	28年度
件数	5,634 (15%)	41,860 (19%)	52,911 (24%)	73,210 (32%)
金額	2,479 (22%)	14,801 (24%)	18,950 (32%)	29,638 (50%)

## ○民間金融機関の実績

	27年度	28年度
件数	426,116 (12%)	476,096 (14%)

※金額は億円。( )内は融資全体に占める経営者保証によらない融資の割合。